

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について

1 仕入に係る消費税の控除と補助金返還

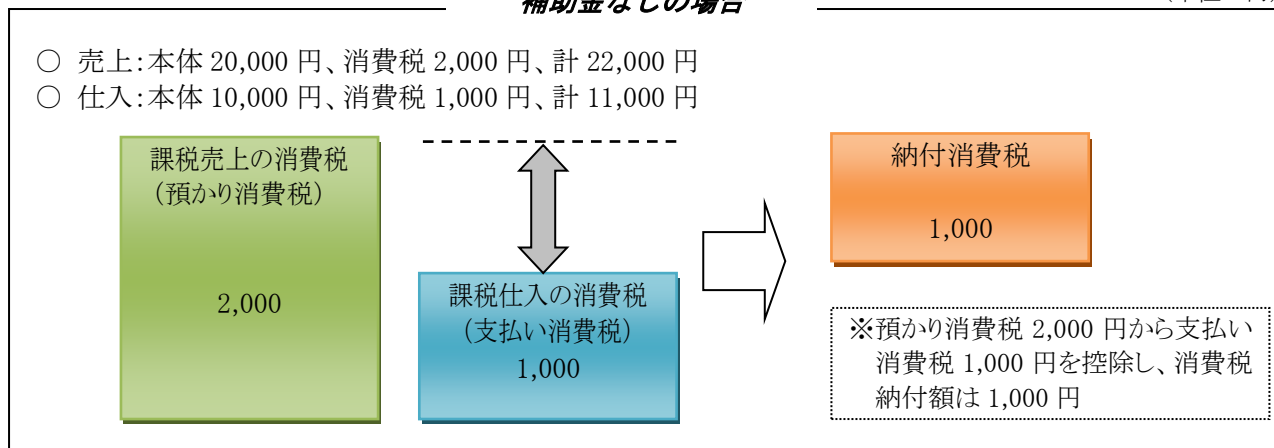
消費税は、生産などの各取引段階で重複して税がかかることのないよう、課税売上げに係る消費税から課税仕入れ等に係る消費税を控除し（仕入税額控除）、税が累積しない仕組みとなっています。

補助金は、消費税法上、課税対象とならない特定収入となるため、補助金として受けた消費税は、事業者の課税売上に係る消費税には含まれません。

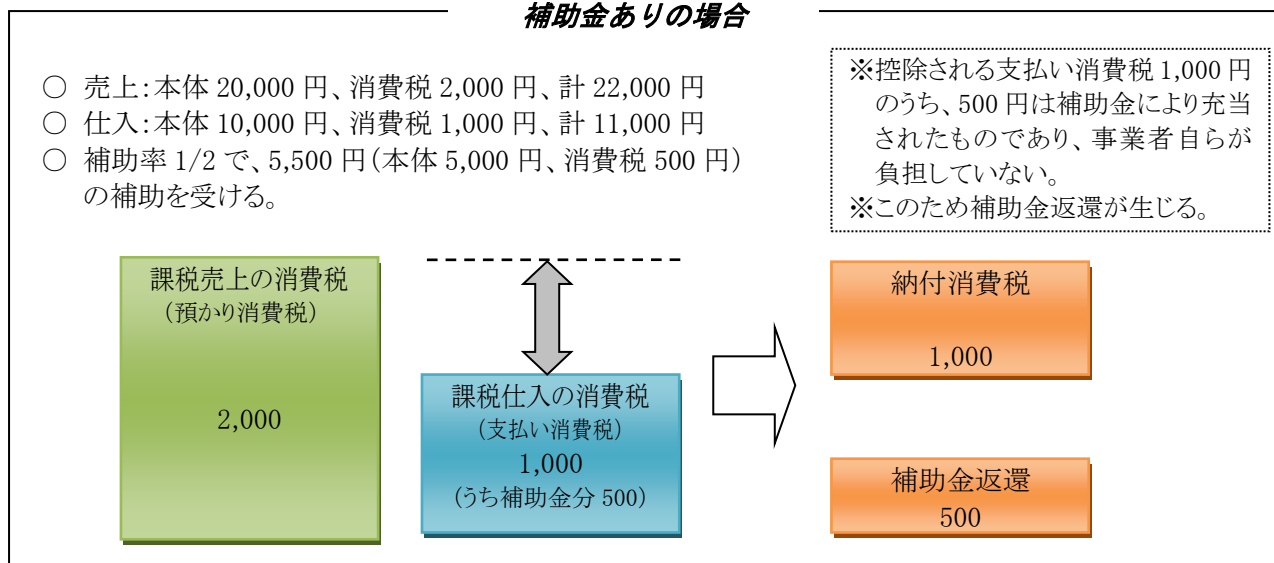
しかし、補助事業において支払った消費税は課税仕入れ等に係る消費税に含まれるため、補助事業者は自ら負担していない消費税について控除を受けた場合、その控除額に含まれる補助金額を返還する必要があります。

補助金なしの場合

(単位：円)



補助金ありの場合



2 報告の時期について

「長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金交付要綱」第4第11号に基づき、該当する課税期間の消費税の確定申告が終わり、消費税等に係る仕入れ控除税額が確定しましたら、消費税の確定申告書提出の1か月後を目安に、適宜報告をお願いいたします。

なお、消費税の確定申告義務のない事業者は速やかに報告を行ってください。

最終提出期限：令和4年2月28日（月）※まで

※ただし、個人事業主等で消費税の確定申告の時期の都合により、これによりがたい場合は、令和4年5月16日（月）までに報告してください。

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（以下「返納額」という。）の 計算方法（平成17年度国からの通知より抜粋）

1 計算方法

(1) 補助対象経費に課税仕入と非課税仕入が混在する場合

①消費税の申告において補助金の使途を明確にしている場合

申告に従い、課税仕入に使用した補助金のみ計算の対象とする。申告において都道府県補助額にて使途を明確にしている場合には、「国庫補助額／都道府県補助額」を乗じて按分する。

②事業実績報告において補助金の使途を明確にしている場合

実績報告に従い、課税仕入に使用した補助金のみ計算の対象とする。「国庫補助額／都道府県補助額」を乗じて按分する。

③上記のいずれも該当しない場合

補助対象経費に含まれる課税仕入と非課税仕入の割合(注)により補助額を按分し、課税仕入に係る補助金のみ計算の対象とする。

(注)割合の計算は支出額により行う。減価償却費のように支出を伴わない費用は割合の計算から除外する。

(2) 返納額がない場合

次のいずれかに該当する場合には返納額はない。

①消費税の確定申告の義務がない。

②簡易課税方式により申告している。

③特定収入割合が5%を超えている。

④補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。

⑤補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。

(3) 返納額がある場合

①課税売上割合が95%以上かつ課税売上高5億円以下の場合

補助金額×10/110＝返納額(円未満切り捨て)

②個別対応方式

AとBの合計額

A 課税売上のみ」に要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×10/110＝返納額(円未満切り捨て)

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額×共通するもの/補助対象経費×課税売上割合×10/110＝返納額

(円未満切り捨て)

③一括比例配分方式

補助金額×課税仕入額/補助対象経費×課税売上割合×10/110＝返納額(円未満切り捨て)

2 注意点

(1) 簡易課税方式により消費税を申告している場合や特定収入割合が5%を超える場合など、返納額がない場合であっても報告が必要です。

(2) 返納額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算します(ただし、消費税の申告において、課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いる)。又、算出された返納額は円未満切り捨てとします。

(3) 「消費税及び地方消費税の確定申告書」の写しを提出する必要がある場合は、該当する課税期間分の当該申告書の写しを全て提出してください。

(「消費税等に係る仕入控除税額の報告書 提出書類について」をご参照ください。)